

レンタサイクル利用規約

一般社団法人石巻圏観光推進機構

レンタサイクル利用規約

本規約は、一般社団法人石巻圏観光推進機構（以下「法人」）と提携しているサイクルステーション(以下「店舗」)のレンタサイクルを利用するお客様に対して適用するものとします。なお、この規約の定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

（利用資格）

第1条 レンタサイクルは、次の各号の全部に適合するお客様のみ、利用することができます。

- (1) 本規約およびその他の交通規則等を守ることができる方
- (2) 法人および店舗からの連絡が可能な電話を所有している方
- (3) 貸出日に身分証明書を携帯しており、店舗スタッフに提示することができる方
- (4) 法人が所有する自転車の利用に耐えうる健康状態の方
- (5) 酒気を帯びていない方
- (6) 暴力団関係者ではない方
- (7) 18歳未満の場合、貸出中、親権者または18歳以上の方(以下「保護者」)が同伴できる方
- (8) 過去にレンタサイクル費用の滞納がない方
- (9) その他、法人及び店舗が利用に適すと判断した方

2 18歳未満の場合、利用申込に際し、保護者の自筆署名と、保護者の身分証明書の提示が必要となります。保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

（当日利用申込）

第2条 当日利用申込は、店舗で行うことができます。

2 事前予約をされたお客様優先とさせていただきますので、予約・貸出状況によって、貸出ができない場合があります。

（事前予約）

第3条 事前予約は、法人の運営するHP(以下「海街さんぽ」)で行うことができます。

- 2 この場合は、貸出希望日の前々日までに海街さんぽの体験プランより、必要事項を記入の上、予約を完了してください。
- 3 虚偽の記載をして予約された場合には、利用をお断りすることがあります。
- 4 他のお客様の予約状況等によって、予約をお受けできない場合があります。
- 5 貸出当日、予約事項の確認および本人確認のほか、利用申込手続を行っていただきます。

6 貸出当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前にレンタルする店舗に電話連絡をしてください。

(事前予約のキャンセル)

第4条 お客様は、貸出希望日の前日営業終了時間までに海街さんぽへ電子メール、または電話をすることで事前予約をキャンセルすることができます。

2 事前の連絡がなく、予約時間から1時間が経過した場合、自動キャンセルとなります。

3 当日キャンセルの場合は、キャンセル料として1日分の貸出料が発生します。

(利用申込手続)

第5条 利用申込の手続きは、以下のとおりとします

(1) レンタサイクル申込書に所定事項を記入します

(2) レンタサイクル申込書と身分証明書(免許証、パスポート、健康保険証、学生証等)を店舗スタッフに渡します

(3) 貸出料金の精算を行います

(4) 店舗スタッフから、貸出レンタルサイクルおよびパーツ(以下「貸出商品」)について、取扱説明を行います。

(5) お客様と店舗スタッフは、貸出商品に整備不良がないこと等をともに確認します

(6) 店舗スタッフは、お客様に貸出商品をお渡しします

2 店舗スタッフは、身分証明書の確認を行います。

3 貸出料金は、別途定めたとおりとし、原則前払い精算にします。

4 レンタサイクル申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。

(利用料金)

第6条 利用料は、下記のとおりとし、原則前払いとします。

(1) 時間貸出料 1時間 500円 (最大 3,000円)

(2) 1日1台貸出料 3,000円 (全日貸)

(3) 返却場所変更料 2,000円

2 返却場所変更料は、全日貸のみの対応とさせていただきます。

3 受付時に時間貸を希望したお客様は、利用の途中で全日貸に変更することはできません。

4 精算は、現金のみとさせていただきます。

5 店舗営業時間内に返却ができない場合は、翌日も利用したものとし、1日分の貸出料を追加料金としてお支払いいただきます。

(貸出商品の返却)

第7条 お客様は、貸出商品を店舗営業時間内までに返却してください。

- 2 貸出商品は、貸出時と同じ状態で返却してください。異常または故障があった場合は、速やかに店舗スタッフにお伝えください。
- 3 貸出時間の延長をご希望の場合は、必ず事前に店舗にご連絡ください。ただし、ご予約等でご希望に添えない場合がございます。
- 4 指定店舗以外の場所に返却することはできません。また、連絡のないまま返却時間を大幅に過ぎるなど、悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出します。

(利用申込等の取消し)

第8条 法人または店舗は、お客様が予約中または貸出中に次の各号の一に該当したときは、何らの通知をすることなくお客様からの申込または契約を取り消し、貸出中の場合は直ちに貸出商品の返還を請求することができるものとします。この場合、第6条で受け取った貸出料金は一切返納いたしません。

- (1) 本規約に反する行為を行ったとき
- (2) お客様の責に帰する事由により事故を起こしたとき
- (3) お客様が第1条第1項各号に該当しなくなったとき

(貸出時間超過)

第9条 店舗営業時間内に返却ができない場合は、翌日も利用したものとし、1日分の貸出料をお支払いいただきます。

- 2 返却予定時間を過ぎそうな場合、速やかに店舗まで連絡してください。
- 3 返却遅延により次の申込者が利用できない等、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
- 4 返却予定時間を経過しても、お客様からの連絡がなく返却がない場合は、電話等で確認させていただく場合があります。また、連絡をしない場合であっても、本規約に従い、1日分の料金は発生します。

(故障または破損)

第10条 貸出商品について、故障または破損した場合は、直ちに運転を中止し、店舗まで連絡してください。

- 2 自転車がパンクした場合、自転車に付属されているキットを使用して修理してください。修理できない場合は、店舗まで連絡してください。
- 3 お客様の責に帰すべき事由により、貸出商品を故障または破損した場合、損害金額をお客

様に請求する場合があります。

(盗難または紛失)

第11条 貸出商品について、盗難または紛失があった場合は、速やかに店舗まで連絡してください。

- 2 お客様の責に帰すべき事由により、貸出商品を盗難または紛失した場合、損害金額をお客様に請求する場合があります。
- 3 自転車を放置禁止区域等に放置し、移動および保管された場合は、返還を受ける際に要した費用は、全額お客様に負担いただきます。

(付属品の紛失または破損)

第12条 自転車の鍵等の付属品を紛失または破損された場合は、交換料として実費のご負担をいただきます。なお、後日発見された場合も払戻はいたしません。

(事故)

第13条 貸出期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、店舗に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

- 2 お客様の責に帰すべき事由により、店舗または第三者に損害を与えた場合、お客様はこれを賠償するものとします。
- 3 「赤色T Sマーク付帯保険」の補償範囲内で補償します。補償内容は次のとおりです。
 - (1) 死亡または重度後遺障害(1～4級)に対し一律100万円
 - (2) 入院15日以上の傷害に対し一律10万円
 - (3) 死亡または重度後遺障害(1～7級)の賠償責任限度額1億円
- 4 事故についての示談等が必要な場合には、お客様自らの責任で行っていただきます。
- 5 法人および店舗は事故についての一切の責任を負いません。
- 6 自転車の故障によってお客様や第三者に損害が発生したとしても、貸出商品に起因する場合を除いて、法人および店舗は一切の責任を負いません。

(禁止行為)

第14条 お客様は貸出期間中、レンタサイクル申込書に記入した使用者以外の方に、貸出商品を使用させてはいけません。

- 2 お客様は貸出期間中、次に定める禁止行為を行ってはいけません。
 - (1) 無謀な運転、酒気および運転、その他交通規則に反する行為

- (2) 危険箇所、その他不適切な場所または方法での使用
- (3) 歩行者等の通行障害となるような行為
- (4) 貸出商品の構造・装置等の改造および変更
- (5) ヘルメット無着用での走行
- (6) 運転中に自転車の異常（パンク等）を認めた場合に、運転を継続する行為
- (7) 自転車放置禁止区域内および歩行者や自動車等の通行障害になるような場所での駐輪
- (8) その他法令諸規則に反する行為

（不可抗力事由による途中終了）

第15条 貸出期間中、天災その他の店舗、お客様のいずれの責にも帰さない不可抗力の事由により、貸出商品が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、お客様はその旨を店舗に速やかに連絡するものとし、貸出料金が返還されないことを予め承諾します。

（規約等の変更）

第16条 当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は、予告なく変更されることがあります。

（個人情報の利用）

第17条 お客様の個人情報について、法人及び店舗は、次の目的で取得し、利用いたします。

- (1) 本サービスの利用に際しての利用者としての審査のため
- (2) 利用者が本サービスを利用している間における利用者との各種連絡のため
- (3) 事業活動および市場調査に関する分析・統計のため

（信義則）

第18条 本規則の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた際は、お客様、法人および店舗は、誠意を持って協議し、解決に努めるものとします。

（合意管轄裁判所）

第19条 本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、法人を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年4月24日 一部改訂

平成30年11月12日 一部改訂

平成31年1月31日 一部改訂